

「特定複合観光施設区域整備法案」に対する声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

特定複合観光施設について、本会は、2016年12月27日に発出した『特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律』（カジノ法）に対する声明」において、「今後、カジノ運営の細目を定めるに当たっては、賭博性を下げるとともに、射幸心を煽ることのないよう、規制すべきです。また、既にパチンコ等によりギャンブル依存症に陥っている人も相当数いますので、合わせて取り組みや規制を強化すべきです。」と指摘したところです。

今回の「特定複合観光施設区域整備法案」では、入場回数を「7日間で3回、28日間で10回まで」に制限するとしていますが、これでは他の公営ギャンブルと同様に毎週末通うことが可能であり、ギャンブル依存症の防止に効果があるとは言えません。また、入場料を当初案の2千円から6千円に引き上げていますが、引き上げるほどに賭博性を高めることにつながり、その効果は懐疑的です。

法案第72条には、入場規制等に係る規定を遵守するために従業者に対する教育訓練を実施するとありますが、その効果も懐疑的であると言わざるを得ません。

ギャンブル依存症は、本人、家族にとって不幸であるだけでなく、社会にとっても大きな損失です。ギャンブル依存症の治療は困難であると言われており、何よりもギャンブル依存にならないための、より一層の環境整備が求められるところです。

本年7月6日に成立した「ギャンブル等依存症対策基本法」は、ギャンブル依存症対策が法制化されたことに対しては一定程度評価できるものの、特定複合観光施設区域整備法案によってギャンブル依存症を助長する危険性も否めません。

このギャンブル等依存症対策基本法の目的に掲げるとおり、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康を保持するとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを求めるものです。

2018年7月14日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久